

平成 2 7 年 第 1 回

印西市教育委員会定例会会議録

平成 2 7 年 1 月 1 5 日 (木)

平成27年第1回印西市教育委員会定例会会議録

日時：1月15日(木)午後3時00分

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 委員長が指名する会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号
臨時代理の報告について(学校給食費請求事件に係る訴訟の和解)
- 日程第 5 報告第2号
平成26年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について
- 日程第 6 議案第1号
印西市学校適正配置審議会設置条例の制定について
- 日程第 7 議案第2号
印西市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第3号
印西市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 9 議案第4号
印西市教育委員会学校教育指導員規程の制定について
- 日程第10 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

出席委員(4名)

2	番	委 員	青 山	光 男
3	番	委 員	寺 田	充 良
4	番	委員長	佐 藤	めぐみ
5	番	教育長	大 木	弘

欠席委員(1名)

1	番	委 員	大 野	忠 寄
---	---	-----	-----	-----

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	高 島	一 郎
---------	-----	-----

教育部参事 (教育総務課長事務取扱)	山崎剛
学務課長	井上愛一郎
指導課長	内田圭子
生涯学習課長	湯浅静夫
スポーツ振興課長	渡邊文秀

職務のため出席した職員(3名)

教育総務課 総務班主査	高木恵美子
教育総務課 総務班主査	安西浩紀
教育総務課 総務班主査補	櫻井治

(15時02分)

(開会の宣告)

佐藤委員長

それでは、今年初めてということで、新年おめでとうございます。
最初に、ご報告申し上げます。
本日の定例会に際し、大野委員から欠席の申し出がありましたので、お知らせいたします。
なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、定足数につきましては委員の過半数となっておりますので、ご報告いたします。
ただいまから、平成27年第1回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(開議の宣告)

佐藤委員長

これから、本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

佐藤委員長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

佐藤委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番青山委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

(会期の決定)

佐藤委員長

日程第2 会期の決定を行います。
本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

佐藤委員長

日程第3 教育長報告を行います。

大木教育長。

教 育 長

それでは、教育委員会の活動報告を申し上げます。

経過報告でございます。

1月9日金曜日、教育長人事異動面接ということで市役所で行われました。

同日、ミドルリーダー研修会、これは校長会主催でございますが、松山下公園総合体育館で開催され、出席をしております。

10日土曜日、消防出初め式が松山下公園総合体育館であり、出席をしております。

11日日曜日、平成27年印西市成人記念式典が松山下公園総合体育館で開催されました。委員の皆様にもご出席いただきまして、ありがとうございました。

13日火曜日、第6回市校長会議が船穂小であり、出席をいたしました。

14日水曜日、平成26年度印教連教育功労表彰者選考会議が白井市であり、出席をしております。

15日木曜日、本日ですが、第1回教育委員会定例会が市役所で行われております。

行事予定でございます。

1月18日日曜日、第61回文化財防火デーの防災訓練が結縁寺で行われます。

19日月曜日、民生委員推薦会が市役所であり、出席をいたします。

同日、第4回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席をしております。

23日金曜日、教職員人事異動関係第1次面接が大森小学校であり、出席をいたします。

27日火曜日、全国高等学校総合体育大会印西市実行委員会第3回総会が松山下公園総合体育館であり、出席をいたします。

28日水曜日、千葉県市町村教育委員会連絡協議会第2回教育委員研修会が佐倉市で開催されます。委員の皆様には、ぜひご出席をいただければと思います。

29日木曜日、第2回国民保護協議会が市役所で開催されます。

30日金曜日、教育委員会児童・生徒表彰式が市役所で行われます。

31日土曜日、第58回印西地区学警連新人駅伝競走大会が松山下公園陸上競技場で開催されます。

2月に入りまして2月2日月曜日、第2回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

佐藤委員長

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

各 委 員
佐藤委員長
(会議の非公開)
佐藤委員長

なし
これで、日程第3 教育長報告を終わります。

日程第4 報告第1号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項、並びに印西市教育委員会会議規則第12条第1項の規定により、会議を非公開といたしますが、ご異議ございませんか。

各 委 員
佐藤委員長

異議なし
異議なしと認めます。
それでは、これより会議を非公開といたします。

[非公開により省略]

佐藤委員長
(報告第2号)
佐藤委員長

以上で、会議の非公開を終了いたします。

日程第5 報告第2号 平成26年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。
教育総務課長。

教育総務課長

それでは、報告第2号 平成26年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。

印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を、印西市教育委員会児童・生徒表彰規程第3条第3項の規定により、次のとおり決定したので報告する。

平成27年1月15日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、児童・生徒表彰につきましてご報告をさせていただきます。

この表彰につきましては、印西市内の小・中学校に在籍いたします児童・生徒及び団体に対しまして、学芸・スポーツ等の分野においてすぐれた成績をおさめたとき、それから他の模範となる行動をしたとき、その功績をたたえ表彰するものでございます。

今回表彰いたしますのは、児童について個人18名、生徒について個人17名と団体3団体で、合計個人が35名と3団体に対しまして表彰を行うものでございます。

表を見ていただきたいと思いますと思いますが、部門別といたしましては学芸部門が個人10名、団体2、それからスポーツ部門が個人25名、団体1でございます。

被表彰者の学校名、学年、氏名及び内容につきましては、表に記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

それから、表彰式につきましては、先ほど予定の中でございましたけ

れども、1月30日金曜日を予定しております。

以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

個人28番の小林中学校第1学年の齊藤純菜さんの件ですが、これはバトントワーリング関東大会ということで、一般部門のアンダー18ということなんでしょか。金賞というのは次の大会につながるということでしょうか。これが1つです。

それから、個人の32番のトランポリンの大会がございますけれども、第1回の全日本トランポリン競技年齢別選手権大会というのが、第1回と書かれていますので初めて行われたのかなと思いますけれども、それから、同じ印旛中学校3学年の石井君の、今度は42回の全日本ジュニアトランポリン競技選手権大会で団体競技第2位となっていますけれども、これはどのような団体に所属しているのか、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

同じく、個人35番の印旛中学校の杉山君ですけれども、日本リトルシニア日本選手権大会で優勝しているということですので、全日本で優勝しているということですので、随分すばらしい成績を上げたんだなと思うんですけども、リトルシニアのチーム名等、もしわかれば参考のために教えていただければと思います。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

順番は順不同になりますけれども、まず個人34番、石井祐雅さんの印旛中のリトルシニアのチーム名につきましては佐倉リトルシニアでございます。また、個人32番の徳永唯花さんにつきましては、テン・フォーティーンですね。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

そのようなチームがあるんですか。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

はい。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

それはどこにあるんですか。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

こちらで今把握してございませんが、佐倉というようなところで聞いております。

青山委員

そうですか。はい。

教育総務課長

それから、個人28番のバトントワーリングの齊藤純菜さんにつきましては、この先の大会については現在把握しておりませんので、後ほどご報告したいと思います。

青山委員

どうもありがとうございました。

佐藤委員長 トランポリンの選手につきましては、スポーツフェスのときに模範演技をしてくださったと思います。すばらしい演技に非常に感銘いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

各委員 なし

佐藤委員長 これで質疑を終わります。今年度も大変多くの児童・生徒たちの表彰があり、大変喜ばしいことであると思います。また、これからもどんどん表彰につながる、もしくは表彰につながらなくても、頑張っている子供たちを支えていければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、日程第5 報告第2号 平成26年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを終わります。

(議案第1号)

佐藤委員長 日程第6 議案第1号 印西市学校適正配置審議会設置条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。 議案第1号 印西市学校適正配置審議会設置条例の制定について。

印西市学校適正配置審議会設置条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

平成27年1月15日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、議案第1号の印西市学校適正配置審議会設置条例につきましてご説明させていただきます。

議案第1号の審議資料をご覧くださいと思います。

最初に、この条例の制定の趣旨でございます。市における小・中学校の状況でございますが、現在、小規模化と大規模化が同時に進行しており、今後も学校規模の格差が拡大していく状況でございます。児童・生徒数による学校規模の最大格差につきましては、平成26年度で申し上げますと小学校が約18倍、中学校が約8倍の状況でございます。これが平成33年度には、小学校につきましては約32倍、中学校が約17倍となりまして、その格差はさらに拡大することが予測されております。

このようなことから、児童・生徒のよりよい教育環境を整えていく必要がございますことから、今後の小・中学校の適正な配置について調査及び審議する附属機関として、審議会の設置に関して必要な事項を定めるものでございます。

次に、条文について申し上げます。第1条につきましては、審議会の設置につきまして、第2条につきましては、審議会の所掌事務につきまして、ただいま申し上げました趣旨に基づきまして規定をさせていただきます。

第3条及び第4条につきましては、組織及び委員についての規定でございます。内容といたしましては、委員につきましては、知識経験を有す

る者として6人以内という規定でございます。学校の適正な配置の検討に当たりましては、より客観性があり広い視野と専門的な知識・経験を有する方々によりご審議をいただくことが最適ということで考えたものでございます。現在のところの委員構成の想定といたしまして、大学の先生、それから小・中学校長の代表、それから適正配置について経験をした方などを考えております。

第5条につきましては、委員の任期について規定してございます。

第6条、第7条については、審議会の運営に関して定めてございます。6条につきましては会長及び副会長、それから7条につきましては会議について規定してございます。

それから、第8条については庶務、この条例の所管課について規定してございます。

第9条については、委任事項を規定してございます。

それから最後に、附則でございます。こちらにつきましては、条例の施行期日を平成27年4月1日といたしまして、委員の報酬につきましては日額7,500円とする旨の規定をしてございます。

条例の説明につきましては以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山委員、お願いします。

青山委員

26年度のいんざいの教育の中の教育長の挨拶にもこの適正配置については書かれておりまして、そういうふうなことで進められているわけですが、どのような諮問をするのかというところが非常に重要になってくるだろうと思うんですが、その辺の検討はいつなされるんでしょうか。それから、一つは適正人数という、人数だけの問題では済まないものがたくさんあるかと思うんですが、やはり児童・生徒が生活しているその地域とか、そういう中での教育も非常に重要になっているわけですが、そういったところはどのように諮問の中で、また、審議会の中で協議されていくのか、かなり委員の人選によるところが大きくなるわけですが、その辺のところを、もし今お考えがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

佐藤委員長

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、まず最初のご質問の、諮問の時期がいつごろになるのかというご質問でございます。

こちらにつきましては、現在いつからというところは具体的になってございませぬけれども、先ほど申し上げましたとおり、委嘱する委員の目星がついた時期、それからもろもろの諸条件がそろいましたらということで、なるべく早い時期というふうには思っておりますけれども、具体的な時期については現在持っておりません。できるだけ早い時期と

いうことで考えてございます。

それから、考え方ということでございます。2つ目のご質問でございますけれども、これは後ほど学校適正規模の考え方につきましては、その他で基本方針という形で説明させていただきますので、そこが基本的な考え方ということになってございますけれども、それに沿いまして、よりよい児童・生徒、子供の環境を整えるという意味で、よりよい環境をつくっていければいいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

佐藤委員長
青山委員

青山委員。

ぜひその中で考えていただきたいのは、成田市の小中一貫校の視察もさせていただきましたが、子供たちが生活していく中で学ぶことも非常に大きいと私は思います。特に登下校中に地域の人と接したり、または四季の自然に触れるような機会も、子供が成長していく上ではとても貴重なかわりだというふうに思います。

そういうふうな地域や自然とのかわりをなくすような、私は安全面の問題もありますので、通学バスとかいうこともやむを得ない部分はあるというふうには承知しておりますけれども、かなり人数だけで広範囲に学校を統合していった場合に、子供たちが、時間的にも当然早目に登校しなきゃいけないと、そして早目に学校から下校しなきゃいけないと。非常に時間的な制約を受けたり、または、登下校の際にそういった地域やまたは仲間同士の触れ合いとか、地域の方、自然との触れ合いというのが、長期間にわたって欠落していくわけですね。そういうことが自分たちの地域を愛することにマイナスにつながっているんじゃないのかと、または、そういうことが地域を愛する気持ちを育てていくことにマイナスになりはしないかということを、非常に危惧しております。

ですから、その辺も十分地域とのかわり、自然とのかわり、または登下校中の異年齢のその地域に生活する子供たち同士の触れ合いとかかわりというものを、ぜひ大事にさせていただければありがたいと、そんなふうに思います。

また、子供たちの存在というのは、地域にとっても大きな元気の源にもなりますので、そういうこともぜひ諮問する際には考慮に入れていただいて、やはり子供たちが自分たちの地域を愛する、または、単に金銭とかそういうものだけ、または数値の上でだけ物事をはかることはできない大事な部分がたくさんありますので、そういうものはぜひ大事にさせていただければありがたいというふうに思います。よろしく願います。

今のは意見で、お願いです。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第1号 印西市学校適正配置審議会設置条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号 印西市学校適正配置審議会設置条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
佐 藤 委 員 長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第6 議案第1号 印西市学校適正配置審議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第2号)
佐 藤 委 員 長

日程第7 議案第2号 印西市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

それでは、議案第2号 印西市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するよう市長に申し入れる。

平成27年1月15日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、別添の審議資料をもとに改正の内容についてご説明申し上げます。

1、改正の要旨。条例中の保育料の納付日を、これまでは毎月15日とあったものを毎月月末に改めるものでございます。改正後の第3条の条文を読み上げます。

保育料は、毎月末日（12月分にあつては、同月25日）までに当該月分を納めなければならない。ただし、その日が印西市の休日を定める条例に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日を持ってその期限とみなす、とするものでございます。

2、改正の理由。保育料の口座振替データの伝送方法を、フロッピーディスクから総合行政ネットワーク経由に変更することに伴い、保育料の納付期日を改正するものでございます。

これは、保育課の公立保育園及び学童クラブの保育料と同じく、口座振替日を月末に設定することにより、口座振替にかかる経費を削減することができるためでございます。

3、施行期日等。平成27年9月1日。

4、新旧対照表につきましては、これまで説明してまいりました事項について変更を加えてあります。

以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

佐 藤 委 員 長

これから質疑を行います。

各 委 員
佐 藤 委 員 長

質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第2号 印西市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号 印西市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員
佐 藤 委 員 長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第2号 印西市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第3号)
佐 藤 委 員 長

日程第8 議案第3号 印西市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒援助費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学 務 課 長

議案第3号 印西市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について。

印西市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒援助費支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年1月15日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、別添の資料がございますので、それをもとに改正内容について説明いたします。

1、改正の要旨それから理由につきましては3点ございます。

1点目は、認定基準を収入額等から所得額等へと改正するものでございます。

この理由につきましては、1つ目には、自営業者や農業所得者等が不利益をこうむらないようにすること、また、2点目といたしましては、近隣の佐倉市や成田市の認定基準が所得となっているためでございます。

2つ目につきましては、学用品費等の支給額でございますけれども、国が示している要保護の補助金の予算単価に合わせて改正するものでございます。また、これに合わせてクラブ活動費の新設をいたしました。

3点目につきましては、これまでの支給実績との整合性を図るため、文言の追記等を行ったものでございます。

2、施行期日。平成27年4月1日でございます。

3、新旧対照表につきましては、これまでの説明に基づき改正をして

ございます。

改正した箇所でございますが、第2条、第4条、第7条、第8条につきましては、文言・字句の修正でございます。別表の5条につきましては、支給額の変更等となっております。ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

この表のほうを見させていただいて、今、課長の説明で、収入額を所得額に改めることにつきましては理解できましたけれども、一つ、今まで体育の時間に使う用具の費用が与えられておりましたが、議案第3号の審議資料の3-8のところがありました。今までは体育実技用具費というのがございましたけれども、このところで支払われたものについては、学用品費等のところに移ったというふうに理解してよろしいでしょうか。

佐藤委員長

学務課長。

学務課長

旧の規則で体育実技用具費というのがございますけれども、これまでの実績としてこの用具の支給はございません。これは体育の授業で使う用具ではなくて、ここに書いてあるようにスキー板とかストックとかこういうものに充てる費用となっておりますので、これまでの支給実績はございません。これをやめてクラブ活動費ということで、クラブ活動費あるいは中学校の部活動費ということで新設したものであるということでございます。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

私が気になったのは、体育の授業で格技が必修化されていますよね。そうしますと柔道とか剣道等の授業があるのかと思いますけれども、そうした場合に柔道着とかを個人で負担するようになるんですよね。その費用はどこにあるのかと言ったんですが。

佐藤委員長

学務課長。

学務課長

中学校の格技ということで、柔道あるいは剣道をやっておりますけれども、これは市で全て子供たちの分については用意して、それを使って格技の授業を行っておりますので、生徒個人の負担は全くないというような状況でございます。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

柔道着も支給しているんですか。

佐藤委員長

学務課長。

学務課長

支給というか貸すという形です。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

じゃ、汗臭い柔道着を、人が使ったやつをまた着ているということですか。

佐藤委員長
学務課長
佐藤委員長
青山委員

学務課長。

そうです。

青山委員。

私は、柔道着は個人で購入しなきゃいけないのかなと思ったものから。でも、そういうふうには、かえって衛生面で問題はないんでしょうかね、話が飛んでしまいますけれども。はい、わかりました。結構です。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

なし

これで質疑を終わります。

議案第3号 印西市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒援助費支給規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号 印西市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒援助費支給規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
佐藤委員長

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、日程第8 議案第3号 印西市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒援助費支給規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

(議案第4号)
佐藤委員長

日程第9 議案第4号 印西市教育委員会学校教育指導員規程の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指導課長

議案第4号 印西市教育委員会学校教育指導員規程の制定について。

印西市教育委員会学校教育指導員規程を次のように制定する。

平成27年1月15日提出、印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、印西市教育委員会学校教育指導員規程の制定についてご説明いたします。

規程及び審議資料をご覧ください。まず、制定の趣旨といたしましては、印西市教育委員会学校教育指導員の設置について必要な事項を審議するため、印西市教育委員会行政組織規則第25条により、印西市学校教育指導員の設置について必要な事項を定めるものでございます。

条文の内容につきましては、第1条で規則の設置について規定いたしました。

第2条で職務について規定いたしました。指導員は、学校教育に関する相談や指導を行い、管理職及び教職員の学校経営上の指導・支援、適切な保護者対応にかかわる指導・助言を行うなど、学校教育を総合的に

アドバイスするスクールアドバイザーとしての役割を担うものでございます。

第3条で委嘱対象者について規定いたしました。

第4条で定数について規定いたしました。2名以内でございます。

第5条で任期について規定いたしました。指導員の任期は1年といたします。

第6条で勤務場所について規定いたしました。

第7条について勤務時間等について規定いたしました。指導員の勤務を要する日は1週間につき3日または4日とし、その勤務時間は30時間を超えない範囲内とします。

第8条で服務を規定いたしました。

第9条で研究と修養について規定いたしました。

附則といたしまして、この訓令は平成27年4月1日から施行するものでございます。詳しくは規程の本文をご覧くださいながらご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

佐藤委員長

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

青山委員。

青山委員

今まで学校教育指導員というのはなかったわけですが、今までそういう必要はなかったからいなかったのではないかなというふうに理解していますけれども、なぜこういうふうな形で設置しようというふうになったのでしょうか。

佐藤委員長

指導課長。

指導課長

学校におけるさまざまな問題が多様化している現在、学校の管理職2名がどのように学校をまず経営していくかということについて、総合的に適切にアドバイスする人材の必要性については、前からいろいろなご意見をいただいていたところでございますけれども、このたび管理職の交代等も激しい時代になってまいりまして、その必要性がさらに高まるということで、ここに教育委員会とともに連携しながら、スクールアドバイザーとしてさまざまな問題や要望に応えていけるような役割の指導員を、設置させていただきたいと思っております。

佐藤委員長

青山委員。

青山委員

現在、29校、非常に学校経営等をよくされているんじゃないかなというふうに私は理解しております。学校経営というのは、その現場の子供たち、その実態に即して、常に一緒に子供たちをよく見ていない人は適切な指導はできないと私は思っているんです。ですから学校現場が非常に重要であると、そういう意味で校長、教頭、管理職は置かれているわけです。その学校に応じて学校の実態はさまざま違いますので、それをぱんと違う人が入ってきて果たして指導できるものかというふうに、私

は基本的に思っています。子供たちを常日ごろ見ているということ、また、簡単な一言で指導で解決できるような問題ばかりであるはずがないので、その大変さとずっとつき合っていかなきゃいけないのが、学校現場だというふうに私は思います。

そうしたときに、ましてどうも想定するに先輩校長さんがもし入ってきて、そういう事情を果たしてどれだけ理解できるのか。例えば中学校の経験しかない校長さんが小学校に入ってきたときに、どれだけ指導ができるのだろうか、逆も同じです。また、先輩から言われれば、なかなかそのことに対して反論するというのも、なかなか精神的なエネルギーが要するというふうに思うんです。職員のチームワークというのも、大変さをともに乗り越えて、なかなか解決できない問題というのも抱えつつ一緒に仕事をしていく中で、お互いが支え合える環境ができてくるというふうに思います。

ですから私自身は、もし私自身が指導員になれと言われた場合には断ると思います。とてもできることじゃないと思います。それを教育委員会の判断で、あなたはどこへ行きなさいというふうに言われた場合、言われた先の学校も非常に大変ではないかなと、学校をよくしたいがために設置する指導員であっても、現実には非常に相互に大変な思いをするんじゃないかなと、私は非常にロスが大きいなというふうにこれを見て思いました。もし今、問題がないのであれば、無理して設置する必要はないというふうに思います。

佐藤委員長
指導課長

指導課長。

貴重なご意見として承りましたので、そのようなことがないように、こちらのほうで人材を生かすという形で進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員長
青山委員

青山委員。

特に指導員の人選というのは非常に重要だと思います。上から高飛車に出られるような方ではかえって困るので、本当に現場の大変さ、私は草刈りをやってもらえるだけでもいいと思うんです。そのぐらいのその学校の実態に合わせてお手伝いできると、支えられる、サポートできるような方を選んでください。余りにも偉い方で、いろいろなものを背中にしょっている人なんかが来られると現場は委縮してしまいますので、ぜひそういう方の人選はやめていただきたいというふうに思います。本当に草刈りでもやるよというような方を選んでいただければ、ありがたいと思います。

佐藤委員長

この指導員の先生につきましては、今年1年間様子を見てまた来年度さらに検討を加えていくとか、そういうような方向性はあるのでしょうか。司会からすみません。

指導課長。

指導課長

1年で任期は終わりますので、そういうことでございます。

佐藤委員長 わかりました。
青山委員。

青山委員 これを設置した場合には、ずっとこれ指導員は設置するんですよね。そういうことですよ。恐らく途中でやめるというのはできないはずですよ。また、採用した人を途中でやめさせるということは、よほどのことがなければできないと思います。申しわけないですけども、私はこれは反対させていただきます。

佐藤委員長 指導課長、よろしいですか。

指導課長 人選のことが非常に大事だと思います。それから職務の内容についてもどういふふうなことをするかというようなことが、大きなウエートを占めてくるので、学校経営のかえって負担になったり、あるいは重荷になったりするようなことが、絶対にならないように進めてまいりたいと思います。こうやっていじめの問題等も、今さまざまところで機関を設けながらやっていくことになっていきますが、スクールアドバイザーさんには、そのような会議の中においてもご発言をいただくようなことで、学校を支えるという立場の方を厳選し、そして実際にそのようにしていただくようにします。

以上でございます。

佐藤委員長 暫時休憩します。

休憩（15時45分）
再開（16時18分）

佐藤委員長 それでは、再開いたします。

教育部長 教育部長。

教育部長 ただいま議題となっております議案第4号 印西市教育委員会学校教育指導員規程の制定についてにつきましては、再度詰めて提案したいと思っておりますので今回は撤回したいと思っておりますので、お諮りいただきたいと思っております。

佐藤委員長 ただいま執行部より議案第4号の撤回の申し出がありました。お諮りいたします。

執行部からの申し出のとおり、議案第4号 印西市教育委員会学校教育指導員規程の制定については、撤回を承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

佐藤委員長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 印西市教育委員会学校教育指導員規程の制定については、撤回を承認することに決定しました。

（その他）

佐藤委員長 続きまして、日程第10 その他について、何かございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、お配りしております平成26年第4回印西市議会定例会一般質問答弁要旨につきまして、ご説明したいと思います。

こちらにつきましては、12月議会答弁内容について教育委員会の各課に対しましての質問を、ここに記載してございます。ご承知おきいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ただいまの件につきまして質疑はございませんでしょうか。

なし

ほかに、その他ございますでしょうか。

学務課長。

学務課長

それでは、別添で印西市学校適正規模基本方針（素案）というものがございますので、この内容について、若干時間をいただきましてご説明をさせていただきます。

その前に、ここの基本方針素案の決定までの流れについてご説明申し上げます。合計3回の協議を考えてあります。本日は、この基本方針素案の内容についてご説明させていただき、2月の定例教でご質問あるいはご意見に対してお答えさせていただいて、3月の定例教で決定する方向で考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、基本方針の内容についてご説明いたします。時間の関係もありますので、要点のみかいつまんでご説明いたします。

まず、1ページをご覧ください。1、はじめにの（1）趣旨でございますけれども、子供たちのよりよい教育環境の整備と教育の質の向上を目指すためのものがございます。（2）その背景といたしましては、印西市では学校の大規模化と小規模化が同時に進行しており、子供たちの教育環境に不均衡が生じていること、また、この状況を放置しておきますと、教育指導上あるいは学校運営上の諸問題を生じるおそれがあることを書いてございます。

続いて2、小・中学校の状況でございます。（1）児童・生徒数、それから（2）学級数の推移につきましては、全体としては増加傾向にあるというような状況でございます。しかし、これは木刈中学校区及び西の原中学校区に集中しておりまして、それ以外の地域では減少傾向が見られるというような状況でございます。学校規模の格差という点につきましては、児童・生徒数、学級数ともに年次進行に伴い拡大傾向にあるというような状況でございます。

続いて2ページをご覧ください。3、学校規模による学校教育への影響につきましては、（1）で小規模校化、（2）で大規模校化に伴う課題を、教育指導面、学校運営面の2つの観点から挙げてあります。内容につきましては後でご覧になっていただければと思ひます。

続いて3ページをご覧ください。4、学校適正規模基本方針でございます。ここがこの基本方針の肝となっております。市校長会の意見を参考に決定したものでございます。

(1) 基本的な考え方につきましては、教育指導上の視点で5点、それから学校運営上の視点で4点挙げてあります。ポイントは、ある程度の人数のいる環境の中で子供たち同士が切磋琢磨し、社会性やたくましく生きる力を育てることのできる環境を整備すること、また、学校行事や部活動等で制約が生じないようにすることでございます。

(2) 適正規模の基準でございます。次の4ページをご覧ください。小・中学校とも適正規模の基準を12学級から24学級といたしました。学校教育法施行規則では、標準が12から18学級というように規定されておりますが、市内の学校建設の状況を踏まえ、また、文部科学省が統廃合による学校規模の基準を12から24学級としていることを考慮し、上限を24学級としたものでございます。

準適正規模の学校につきましてはクラスがえが可能であること、あるいはクラスがえが可能な学年があるため、現時点では現状のままで児童・生徒数の推移を注視する方針といたしました。

小学校の6学級以下の学校につきましてはクラスがえができないため、中学校の5学級以下の学校につきましてはクラスがえができない学年があることと、専任の担任を配置できない教科があるという理由から、小規模校として分類して適正規模化を検討するというような対応といたしました。

また、小・中学校とも25学級以上の大規模校につきましては、児童・生徒数の推移を注視するとともに、学校施設の状況、教室数等ありますけれども、それに応じて適正規模化を検討する方針といたしました。

説明につきましては、以上でございます。

最後に、連絡を2点ほどさせていただきます。

1点目は、封筒の中に文書が1つ入っているかと思いますが、この素案に関する意見書ということで大変申しわけないんですが、もう一度お読みいただきまして、これに質問あるいは意見をお書きいただいて1月23日まで、ちょっと時間がないんですけれども、出していただきまして、その質問、意見について2月の定例教で、こちらのほうからお答えしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点ですが、この冊子なんですけれども、2月の定例教のほうでも使いますのでご持参いただければと思ひます。

以上でございます。

ただいまの件につきまして質疑はありませんか。

なし

それでは、その他、ほかにございますでしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課から3点ほど連絡します。

お手元に、つづりとして1枚の横が2つと2枚つづりのほうになっております。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

生涯学習課長

1点目につきましては、先日の成人式の参加状況でございます。本年につきましては対象者1,317名、参加者が807名で、出席率ですが、61.3%という状況でございます。率的には昨年度より少し下回った状況でございますけれども、800人を超えてきているという状況でございます。それと全体的には大きな問題もなくということで、関係者の皆様から、また、スタッフとして参加していただきました成人の方からも、よかったとのご意見をいただきましたので、まことにありがとうございます。

それから2点目ですが、今月18日の日曜日に第61回の文化財防火デーにちなみまして、市内におきまして防災訓練を予定しております。今年につきましては結縁寺を対象としてやらせていただきます。午前中になりますが、印西地区消防組合、印西西消防署、それと印西市消防団、地域の消防団ですが、それと結縁寺町内会の皆様のご協力をいただいて実施するということで考えております。これにつきましてはお知らせでございます。

それともう一点でございますが、今年度の印西市史編さんの講演会を、1月31日土曜日午後2時から、中央駅前の地域交流館におきまして、「中世の社寺造営と印西」と題しまして、印西市史編さん委員であります木村先生に講演をお願いするという形に組んで、今、企画を進めておりますので、もしお時間がございましたらお立ち寄りいただければというところでのお知らせでございます。

以上です。

佐藤委員長
各委員
佐藤委員長

ただいまの件につきまして質疑はございませんか。

なし

ほかに、その他何かございますでしょうか。

学務課長

学務課長。

すみません、先ほどの基本方針の素案で、意見を1月23日金曜日ということで部署のほうに相談したんですが、余りにも時間がないような状況ですので、ちょっと後ろのほうに延ばしまして1月26日月曜日ということで、余り延びていないかもしれませんが、すみませんけれども、よろしく願いいたします。

佐藤委員長

その他ございますでしょうか。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、次回の定例会のお知らせでございます。

2月につきましては、議会の招集も早まってくるということで、大変恐縮でございますが、2月2日、先ほどの行事予定にもございましたが、2月2日で時間は午前中を予定してございますが、まだ決定しておりませんので、時間につきましては後日ご連絡ということで、午前中を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

佐藤委員長

これで日程第10 その他を終わります。

(閉議の宣告)

佐藤委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

(閉会の宣告)

佐藤委員長

これで、平成27年第1回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

(16時32分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年1月15日

委 員 長 佐 藤 め ぐ み

署 名 委 員 青 山 光 男